事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

12 葛環リ第 53 号 平成12 年 4 月 1 日 環 境 部 長 専 決

(趣旨)

第1条 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則(平成12年葛飾区規則第32号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、再利用対象物の保管場所(以下「保管場所」という。)の設置基準を定める。

(定義)

- 第2条 この基準で、使用する用語の意義は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例(平成11年 年葛飾区条例第39号)で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 廃棄物保管場所 廃棄物(再利用対象物及び粗大ごみを除く。以下この基準において同じ。)を保管する場所をいう。
 - (2) 附帯設備 保管場所を機能的かつ安全・清潔に使用するために、保管場所内部に固定的に設ける、設備や場所をいう。

(保管場所の設置基準)

- 第3条 保管場所の設置基準は、次のとおりとする。
 - (1) 設置の基準
 - ア 他の用途と兼用でないものとする。
 - イ 再利用対象物の収納及び附帯設備の設置に十分な面積を確保する。
 - ウ 建築物一棟につき、1 箇所以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用 対象物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
 - エ 再利用対象物の種類ごとに区分し保管できるものとする。
 - オ 引火性・爆発性のある物の保管場所等に近接していない場所に設置する。
 - カ 保管場所を1階に設置する場合は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置する。
 - キ 同一敷地内の複数の保管場所で運搬車が敷地内に進入して再利用対象物を搬出する場合は、幅員が 5.5メートル以上あり、原則として運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置する。
 - ク 敷地内の出入口は、接する通路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置する。
 - (2) 構造の基準
 - ア 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止する ため、壁等により区分する。
 - イ 再利用対象物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設ける。
 - ウ 建築物外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設ける。
 - エ 再利用対象物の種類により、汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入できるものとする。
 - オ 換気及び採光ができるものとする。
 - カ 出入り口は、再利用対象物の搬入及び搬出に支障のない幅及び高さを確保する。ただし、運搬車が保 管場所内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とする。

- キ 耐久性があり、周囲と調和できる外観とする。
- ク 運搬車が保管場所内部に進入する場合は、保管場所の床と通路に段差がないものとする。
- (3) 附帯設備の基準
 - ア 再利用対象物の種類ごとに区分し適切に保管するため、種類及び使用上の注意事項を表示するとと もに、仕切り等を設置する。
 - イ 再利用対象物の種類により、保管場所内部の清潔を保持するため、必要に応じて、水道栓等の洗浄 設備及び排水口等の排水設備(以下「洗浄排水設備」という。)を設置する。ただし、廃棄物保管場 所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の洗浄排水設備と兼用することができる。
 - ウ 再利用対象物の選分、搬入、清掃若しくは点検等又は運搬車への積込みに必要な作業場所(以下、「作業場所」という。)を確保する。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
 - エ 再利用対象物で多量の厨芥を保管する場合は、必要に応じて、プレハブ冷蔵庫(プレハブパネルで 作成した箱に冷却装置を設置したものをいう。)等の設備を設置する。
 - オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置する。

(保管場所面積及び算出)

- 第4条 保管場所の面積算出基準は、別表のとおりとする。
- 2 前項の保管場所の面積に、作業場所を設置する場合は、建物の規模に応じて保管設備への投入、再利用 対象物の持ち出し及び保管場所内部の清掃等に支障のない面積を確保する。

付則

- この基準は、平成12年4月1日から適用する。 付則
- この基準は、平成20年2月15日から適用する。 付則
- この基準は、令和4年10月1日から適用する。

別 表

再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積用途	10,000 ㎡未満	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	50,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	100,000 ㎡以上
事務所飲食店				
学校	4 ㎡以上	4 ㎡+ <u>(延床面積-10,000 ㎡)</u> ×3 ㎡ 10,000 ㎡ 以上	16 ㎡+ <u>(延床面積-50,000 ㎡)</u> ×2 ㎡ 10,000 ㎡ 以上	26 ㎡以上
病院·診療所				
店舗	4 ㎡以上		4 ㎡+ <u>(延床面積-10,000 ㎡)</u> ×4 ㎡	40 ㎡以上
ホテル	4 Ⅲ 外上	10,000 ㎡ 以上		40 III W.T.
文化・娯楽施設等 工場・倉庫	3 ㎡以上	3 ㎡+ <u>(延床面積-10,000 ㎡)</u> ×2 ㎡ 10,000 ㎡ 以上	11 ㎡+ <u>(延床面積-50,000 ㎡)</u> ×1 ㎡ 10,000 ㎡ 以 上	16 ㎡以上

注1:上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2:対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3: 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注4:対象延床面積が10,000 ㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、4 ㎡以上とすること。

注5:対象延床面積が 10,000 ㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積(以下「合計面積」という。)以上とすること。

ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とする。

注6:算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。